

■学位論文内容要旨

清代中国の刑律に見る瘋病のある人（精神障害者）の処遇史研究

江 先美（2022年度修了）

1 問題と目的

現在中国の刑法は、精神障害者が罪を犯した場合に関して以下のように規定している。すなわち、刑法第18条第1項に、「精神障害者が自分の行動を弁別することができず或いは抑制することができず危害の結果を招いた場合、法定手続きを経て鑑定により確定された場合は、刑事責任を負わない。しかし、家族或いは看護人が監督を行うよう命じられる。必要な場合には、政府が強制的治療を行うことができる」とあり、第2項には「間歇性の精神病者が犯行をする際には自分の行動を弁別することができる又は抑制することができる場合は、刑事責任を負う」、第3項には「自己の行動を弁別することができ、又は抑制する能力の完全に喪失していない精神病者が犯罪した場合は、刑事責任を負うべきだが、その刑を軽減することができる」と規定されている。つまり、精神障害者が犯行した時の精神病の病状によって、刑事責任に問われない場合がある。清代中国以前の朝代にも精神障害者に関して同様の規定があった。それは罪を犯した精神障害者は、罪を犯した他の障害者と同様に、平人より減刑される規定である。しかし清代に入ると、精神障害者に関して「刑律人命・戏杀误杀过失杀伤人」という特別な条文が作られた。それは、罪を犯した精神障害者だけでなく、犯罪をしていない精神障害者も法の対象者になっていく。

精神障害者に関する規定は、古代中国以降、清代に詳細に定められた。「報官鎖錮」という政策である。鎖錮政策は精神障害者に対する監禁の手段である。前述した通り、清代中国における精神障害者の鎖錮政策は廃止さ

れ、現在では実行されていない。しかし一般の市民又は学者の中には、精神障害者は鎖錮されるべき存在であるという思想を有している者がまだ多く残っている。郭現代は、現在中国の刑法について、清代中国の精神障害者の鎖錮政策を参考に、永遠監禁を規定すべきであるとする（郭, 2021）。趙海軍の「精神病人犯罪后処置的探討」（精神障害者を犯罪した後の処置に関する研究）によると、中国の「精神障害者が騒ぎを引き起こさないよう、家族あるいは保護者が精神障害者を家に監禁することがある。田舎の方では、豚小屋あるいは鉄のケージに監禁され、最後は肉体的にも精神的にも苦しめられ死亡あるいは自殺した精神障害者がいた」と告発している（趙, 2011）。

現在の中国における精神障害者は、市民からも差別されやすく、人権侵害を受けやすい状況にある。この状況を引き起こす背景に清代中国の影響を受けているのではないだろうかと考えた。そこで、清代中国における精神障害者に関する法律を分析し、現在に継承された影響について考えてみたい。

本研究では、瘋病のある人（精神障害者）が清代中国の法律を通じて清代中国社会のなかでどのように扱われてきたのかを明らかにし、現代中国への影響を考察することを目的とする。

2 研究の方法

本研究は、『欽定大清会典事例』、『刑案匯覽全編：點校本』、『読例存疑点注』、『清代刑法研究』、『定例彙編』を基礎資料とし、清代中国の精神障害者に関する法制度

史の変遷に関する資料を収集し、整理する。また、『刑案匯覽全編：點校本』を用いて、精神障害者に関する裁判例を分析し、清代中国における精神障害者に対する法的処遇状況を明らかにする。

3 本研究の概要と結論

第一章において、清代中国の法律の概要と文献から瘋病のある人に対する把握を行った。まずは清代中国の法律における瘋病のある人に関する条文を抽出し、それを時系列に整理した。そして対象者の病名・病状、行為に着目し、瘋病のある人の処遇の変遷の特徴を見出した。その結果、処遇内容として、「無罪」、「連帯責任」、「鎖錮」、「五服制度」、「被害者が複数の人数の場合」、「近代化」という流れがあった。第一章で明らかになったことの1点目は、清代中国における瘋病のある人に関する法律は、1667年から1907年までの204年間、改編され続けたが、そのほとんどが刑罰法であったことである。2点目は、瘋病のある人に関する条文が一番多く発出されたのは乾隆時期であったことである。乾隆時期は清代の最盛期であったことが背景にあると考えられる。3点目に、瘋病のある人への犯罪予防策、家族や隣人への刑罰、官吏への罰金という連帯責任についての規定も乾隆時期に成立している。

第二章では、第一章の成果を踏まえて、清代中国における瘋病のある人に関する法律上の処遇を詳細に分析した。その結果、瘋病のある人が罪を犯した場合の罰の特徴として「無罪と科料」、「瘋病のある人に対する鎖錮政策と関係者による罰」、「死刑」、「瘋病のある人が複数以上の被害者を殺した場合の罰」、「五服制度」、「瘋病のある人は旗人の場合による罰」を見出せた。第二章ではこれらについて詳細に検討した。

第三章では、第一章及び第二章の成果を踏まえて、清代中国における瘋病のある人に関する法制度に二つの特徴があることを明らかに示した。1点目は、清代中国において瘋病のある人が罪を犯した場合の処遇が徐々に厳

罪化されたこと、2点目に儒教に基づく長幼尊卑と家族の観念が瘋病のある人が罪を犯した場合の処遇に強い影響を及ぼしていたことである。

終章では本研究の結論を示した。つまり、①瘋病のある人の鎖錮政策は168年が続き、それは犯罪予防のためであったこと。②中国は儒教に基づく家族倫理を重視しているため、被害者が家族の尊族に関わる場合、瘋病のある人であっても、罰も厳しくなり、死刑まで至った。同時に、瘋病のある人が罪を犯すとその家族が連帯責任を追った。③中国には体制や組織の維持を重視する文化や歴史があるために、公安目的、統治目的の法律であった。精神障害者に関わる法律は精神障害の福祉ではなく、司法への関心が大きかった。④清代中国における瘋病のある人に関する法律の変遷とその特徴を見ると、精神病の病状によって罪を犯した場合でも、病状を問わずに刑罰を受けることが厳罰化されていったことである。

以上が本研究で明らかになったことである。

このように精神障害者が罪を犯した場合、病状を問わず刑罰を受けるという法思想が長く支配された歴史と文化は、精神障害者は監禁されるべき人という思想として市民の中に残り、現在の中国の市民においても、精神障害者は怖い犯罪者という認識を形成させ、精神障害者が犯行をしたなら平人と同じように刑罰を受けるべきという思想を残したと考えられる。

4 研究の成果と今後の課題

本研究における成果は二つがある。一つ目は瘋病のある人（精神障害者）が清代中国社会のなかでどのように扱われてきたのかを清代中国の法律の条文を分析することを通じて明らかにした。二つ目は現代中国の市民が清代中国から受けた影響で精神障害者に対して強い偏見と反論などを形成したこと推測したことである。今後は、本研究の結論に基づき、清代中国における精神障害者に対する法律条文が現代中国へ及ぼした影響について追究していきたい。